

請求手続
の流れを
整理！

年金請求かんたん手引き

年金記録がある人も、全くない人もチェック！

あなたは現在、年金を受給していますか？

不明な点は総聯
支部・人権協会な
ど同胞機関・専門
家に相談を！

年金機構によると
2200万件の宙に浮
いた記録が！

YES

NO

①年金の加入記録漏れの確認

⇒全職歴を思い出してまとめましょう！

- 職歴どおりに年金加入記録は反映されていますか？
- 3号被保険者になり損ねていませんか？

★みつかれば増額の可能性も！

②記録の照会（最寄りの年金事務所）

⇒本人または代理人でもOK

★資格不要・委任状があればだれでもOK

③年金加入記録が見つかった場合

⇒年金事務所で請求

年金機構によると照会した9人に1人
が新たに年金記録を発見！

①年金記録と職歴確認!!

⇒全職歴を思い出してまとめましょう！

- 職歴どおりに年金加入記録が反映されていますか？
- 3号被保険者になり損ねていませんか？

②カラ期間の計算

★年金加入記録と重複しないように計算

③記録の照会（最寄りの年金事務所）

⇒本人または代理人でもOK

★資格不要・委任状があればだれでもOK

④年金加入記録が見つかった場合

⇒カラ期間とあわせて

A：10年以上⇒年金事務所で請求

★25年を超える場合は時効特例の可能性

B：10年未満⇒保険料後納・任意加入等を検討

年金代理請求・必要書類チェックシート

●代理による年金請求に必要な書類

チェック	必要書類	注意点
	年金請求書	年金事務所で配布。
	請求者本人の特別永住者証明書の両面コピー	特別永住者ではなく永住者の場合は在留カード。
	本人の世帯全体の住民票	年金請求用は無料になる自治体有。住民票写しの代理申請は市区町村長宛の別の委任状が必要。
	年金振込用口座の通帳のコピー	請求書に添付する。年金記録と同一の名義の口座。表紙を開いた口座番号が印刷された面をコピー。
	★委任状	「年金請求書」に付属。本人の印鑑が必要。
	★代理人の本人確認書類	免許証・特別永住者証明書等

●代理による年金記録照会に必要な書類

チェック	必要書類	注意点
	請求者本人の特別永住者証明書の両面コピー	特別永住者ではなく永住者の場合は在留カード。
	★委任状	「年金請求書」に付属。年金請求用とあわせて1枚で可
	★代理人の本人確認書類	免許証・特別永住者証明書等

※本人による請求の場合、★の書類は不要

※住民票の代理申請は市区町村長宛の別の委任状が必要)

わからないことがあれば・・・
 最寄りの年金事務所 もしくは「ねんきんダイヤル」0570-05-1165
 在日本朝鮮人人権協会 03-3837-2820

【参考】若い世代も年金制度についてしっかりと知っておくことが大切

●20・30代～の同胞・・・「未納期間」をできる限りつくらない

①20歳からの学生納付特例(学生猶予)を案内

※2年1か月遡及して猶予申請可...22歳(だいたい大学4年生)前後で猶予申請していない場合は遡及申請

②保険料段階免除制度の案内(全額／4分の3／半額／4分の1免除)...2年1か月遡及申請可

●40・50代～同胞

・・・10年を満たす方法の検討、免除制度の活用、年金記録調査の奨励

①本人の年金記録の確認(反映されていない記録がないか)

②将来の年金受給を断念していないかの確認⇒免除制度や猶予制度の案内

③配偶者が2号被保険者(厚生年金)であれば、3号被保険者になっているか確認

④場合によっては後納(2018年9月末までであれば5年(原則2年)遡及して保険料納付可)の奨励、遡及免除の奨励...2年1か月遡及申請可、任意加入の奨励